

【留意事項】本理由書の記載内容は、紹介受診重点医療機関の選定にかかる協議に使用しますが、理由書の提出により、自動的に「紹介受診重点医療機関」として選定される訳ではありません。

理由書

(紹介受診重点医療機関にかかる基準は満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある理由)

大阪府知事様

紹介受診重点医療機関の選定にかかる協議にあたり、理由書を提出いたします。

<提出日>	令和6年1月24日
<医療機関>	
名称	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター
所在地	羽曳野市はびきの3-7-1
<申請者>	
法人又は個人の名称	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター
代表者	院長 山口 誓司
住所または所在地	羽曳野市はびきの3-7-1

外来機能報告において、紹介受診重点外来の基準を満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある理由は下記のとおりです。

○再診患者における重点外来の占める割合(23.4%)について

当センターは地域医療支援病院として、令和4年度においては、地域の医療機関の先生方から約6,300人の患者さんをご紹介いただき(紹介率66.8%)、急性期・専門治療を行ったのち、約8,700人の患者さんを逆紹介しており(逆紹介率95.7%)、地域医療連携における役割を担うことが出来てきているものと考えております。

一方で、当センターは大阪府アレルギー疾患拠点病院として専門医療を提供しておりますが、アレルギー疾患は、その専門性等により、地域医療機関への逆紹介が困難な領域であり、特に皮膚科については、大半を占めるアトピー疾患患者さんを長期かつ多数外来フォローしております。また疾患の特性上、重点外来の対象となる診療行為を行う必要がない患者さんが多くなっていることから、重点外来の割合は極めて低い状況です。このように皮膚科の再診患者さんによる重点外来に占める割合への影響が大きいことから、23.4%と基準を下回ったものと考えます。

当センターとしては、皮膚科を除く割合は28.2%と基準をクリアしていることから、アレルギー疾患医療拠点病院としての役割も果たしつつ、紹介受診重点医療機関として求められる機能も満たしていると考えております。

なお令和5年度は、11月時点で病院全体で25.2%となっております。

再診患者における 重点外来比率	令和4年度	再診患者数	令和4年度
病院全体	23.4%	病院全体	107,528人
皮膚科除く	28.2%	皮膚科	22,088人
皮膚科	5.2%	皮膚科の占める率	20.50%

今回、紹介受診重点医療機関として選定いただければ、地域医療支援病院として、また紹介受診重点医療機関として、地域の医療機関との連携をさらに深め、地域医療の充実に貢献できるものと考えております。

大阪府立の病院の責務として、府下でも有数のアレルギー患者への対応を行っているという特殊性をご考慮いただき、今回での紹介重点外来医療機関への選定をご検討くださいますようお願いいたします。

【理由の記載について】

- ・一時的に基準を満たしていない場合は、その事情をあわせて記載ください。
- ・何らかの事情により基準を満たすことができない場合は、その事情をあわせて記載ください。

【留意事項】本理由書の記載内容は、紹介受診重点医療機関の選定にかかる協議に使用しますが、理由書の提出により、自動的に「紹介受診重点医療機関」として選定される訳ではありません。

理由書

(紹介受診重点医療機関にかかる基準は満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある理由)

大阪府知事様

紹介受診重点医療機関の選定にかかる協議にあたり、理由書を提出いたします。

<提出日>	令和6年1月22日
<医療機関>	
名称	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会富田林病院
所在地	大阪府富田林市向陽台1丁目3番35号
<申請者>	
法人又は個人の名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会
代表者	支部長 岡上 武
住所または所在地	大阪府中央区谷町7丁目4番15号

外来機能報告において、紹介受診重点外来の基準を満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある理由は下記のとおりです。

紹介受診重点外来の基準において初診の割合が未達となっています。これは、算定期間の令和4年度の外来初診件数の増加に起因しているもので、当院は新型コロナウイルス感染の第7波(R4.6.25～R4.9.26)に伴い大阪府新型コロナウイルス診療・検査医療機関や南河内南部広域小児急病診療の役割を担う中で、多数の初診患者が来院し増加したものと考えられます。

上記のように、令和4年度は特別な状況によるもので、今年度(R5年度)については、新型コロナウイルス感染症患者の初診受診も減少し紹介受診重点医療機関の基準である初診:40%は達成する見込みであることに加え、当院は今後においても、南河内の中核的医療機関として救急医療はもとより地域のクリニックとの連携(病診連携)を更に強化することで南河内医療圏内の良質な医療提供に繋げるべく所存です。また、小児医療に関しても、当院は南河内南部広域小児急病診療も担っており、連携する医療機関とともに地域住民に安心を提供出来ているものと考えており、紹介受診重点医療機関として継続した選定をしていただき、これまでと同様に南河内医療圏の医療の充実と発展に寄与していく意向であります。

【理由の記載について】

- ・一時的に基準を満たしていない場合は、その事情をあわせて記載ください。
- ・何らかの事情により基準を満たすことができない場合は、その事情をあわせて記載ください。

【留意事項】本理由書の記載内容は、紹介受診重点医療機関の選定にかかる協議に使用しますが、理由書の提出により、自動的に「紹介受診重点医療機関」として選定される訳ではありません。

理由書

(紹介受診重点医療機関にかかる基準は満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある理由)

大阪府知事様

紹介受診重点医療機関の選定にかかる協議にあたり、理由書を提出いたします。

<提出日>	令和6年1月22日
<医療機関>	
名称	医療法人宝生会PL病院
所在地	大阪府富田林市新堂2204
<申請者>	
法人又は個人の名称	医療法人宝生会PL病院
代表者	院長 進藤勝久
住所または所在地	大阪府富田林市新堂2204

外来機能報告において、紹介受診重点外来の基準を満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある理由は下記のとおりです。

実績期間となる2022.4～2023.3は新型コロナウイルス感染症第6～8波の波を繰り返す度に広域から多くの発熱外来患者がご来院されて、精一杯の対応を図ってまいりました。このことは、重点外来に占める割合の分母だけが増え、結果的に病院全体(全診療科)から算出される重点外来割合率・紹介率・逆紹介率は必然的に低い値となります。しかし、同実績期間の発熱外来患者を除外すると、初診および再診の重点割合[初診46.4%・再診25.0%]は基準に達していることを確認しております。

加えて、添付資料のとおり、PL病院は広域から多くの15歳未満小児患者を受け入れています。これら15歳未満の小児患者は、
①重点外来で求められる医療行為(化学療法、手術、高額医療機器を使用する検査など)は元来少ない
②紹介状を持参しない初診患者が多い
③逆紹介の対象(診療情報提供書の交付)になるケースが少ない
という診療上の性質があり、大阪府小児地域医療センターとして充実した診療体制で医療を提供しても病院全体の重点外来割合が押し下げられる、という傾向もございます。

PL病院は令和6年度以降も引き続き小児領域で質の高い医療を提供しながら、病院全体として紹介受診重点医療機関に求められる使命を果たすべく地域医療に貢献していきたい、という強い意向がございます。なにとぞ、ご勘案のほどよろしくお願い申し上げます。

※添付資料がある場合は、あわせてご提出ください。

【理由の記載について】

- ・一時的に基準を満たしていない場合は、その事情をあわせて記載ください。
- ・何らかの事情により基準を満たすことができない場合は、その事情をあわせて記載ください。

【添付資料1…小児領域の診療が紹介受診重点医療機関認定基準に与える影響について】

2022年7月
 PL病院は大阪府より
 “大阪府小児地域医療センター”
 の指定を受けました!!

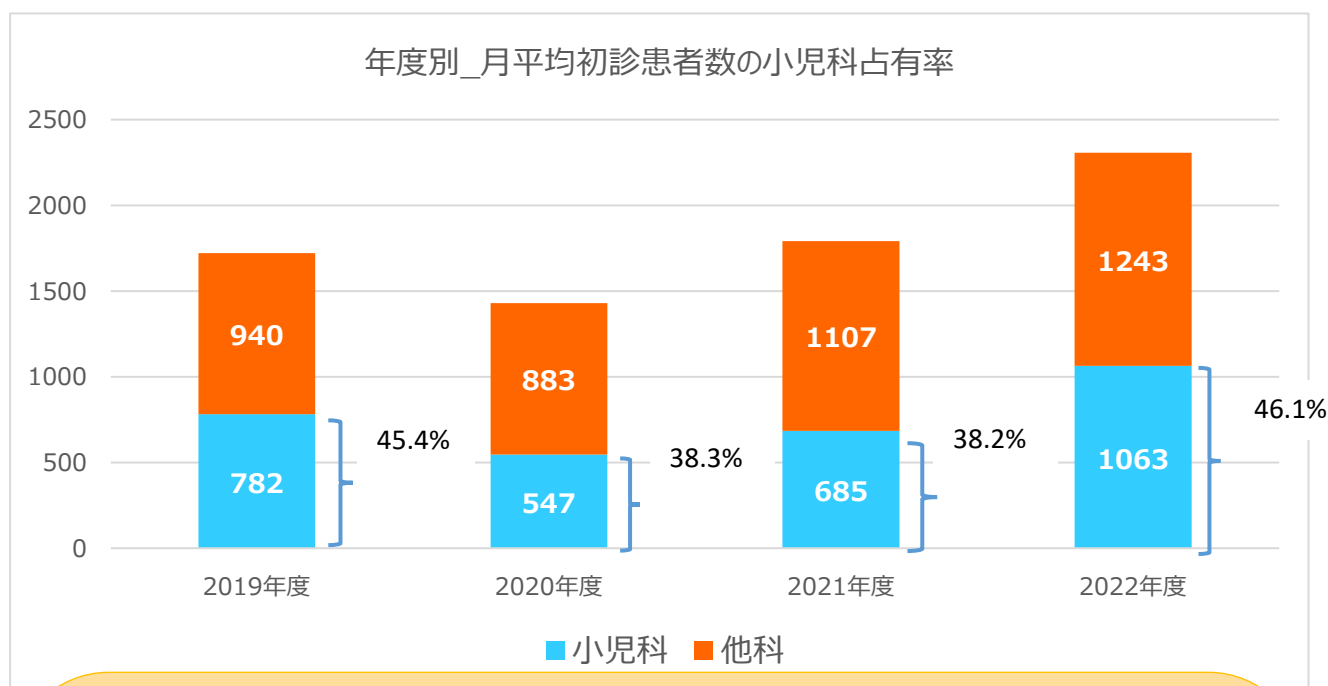
大阪府小児地域医療センターとは

診療実績 診療体制 地域医療貢献

上記3つの評価項目で、大阪府が定めた基準を満たしている医療機関のことです。南河内医療圏では現在2施設が指定を受けています。

PL病院小児科は左記の指定および南河内南部広域小児救急事業において、長年中心的な役割を担い、地域医療へ貢献してきました。

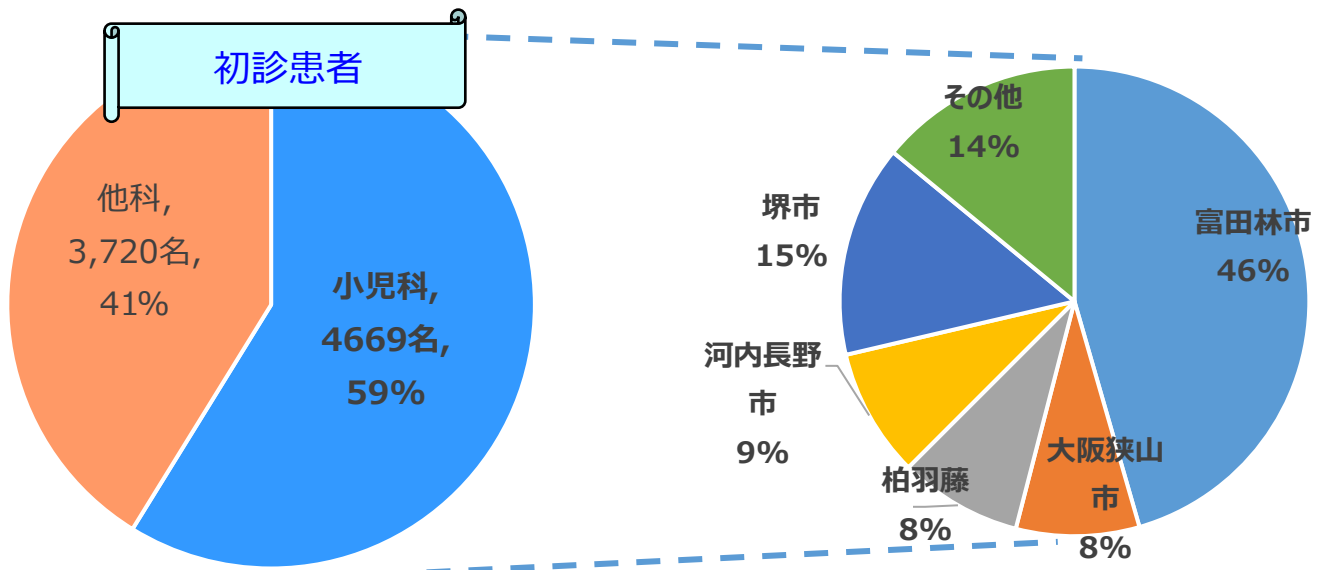
結果的に、広域から多くの新患・初診患者がご来院される他医療機関ではまれな特性があります。



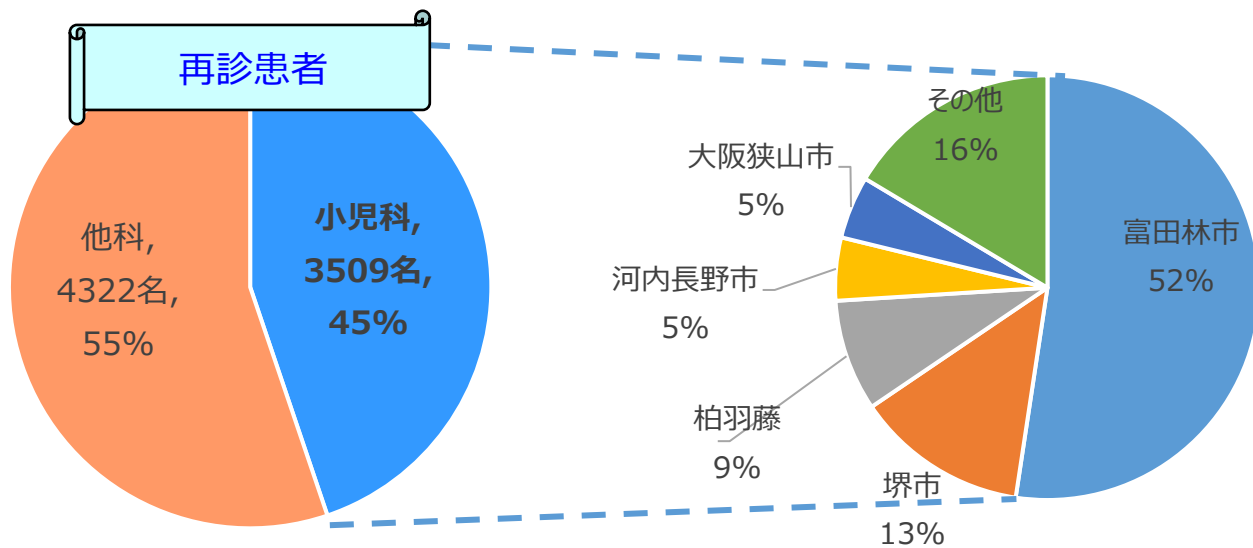
2020～2021年度はcovid19の影響を受け、小児の患者数自体が減少しましたが、今回の認定基準対象期間となる2022年度は初診患者の占有率は46.1%まで上昇しました。要因としては、**covid19流行期には無制限で広域から小児の発熱患者を受け入れていたこと**があげられます。

当院の場合、重点外来・紹介率・逆紹介率の認定基準分母となる患者数は「小児科受診者数に依存する」という特性がございます。

2022年度 covid19発熱外来に対応した小児科の占有率

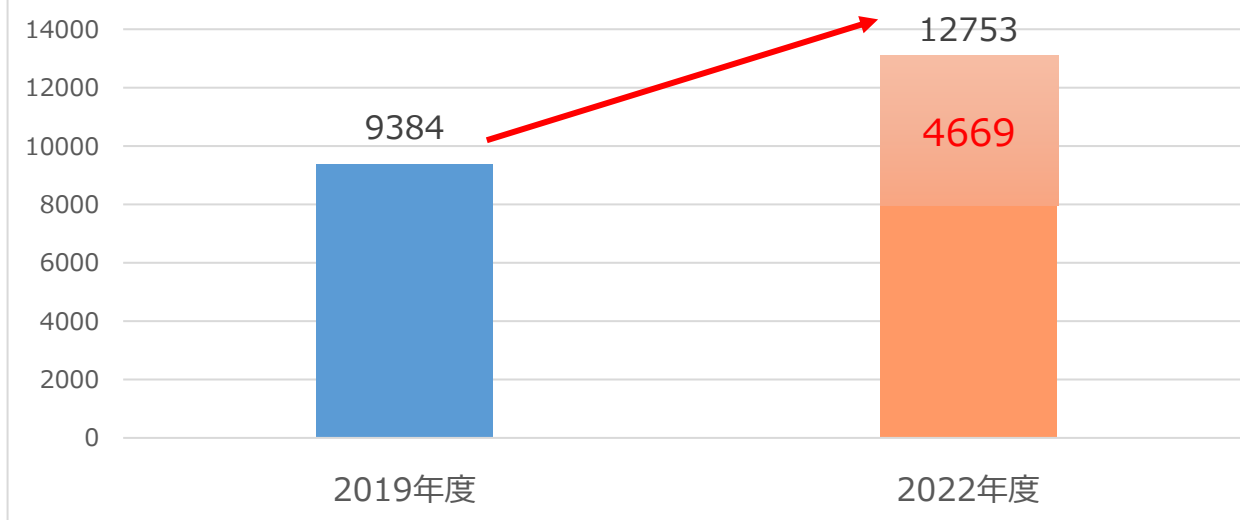


2022年度の初診における発熱外来患者数は7,939名
 うち、小児科で対応した15歳未満の発熱外来患者数は4,669名、全体の59%
 小児科で対応した15歳未満の初診外来患者の居住地別で確認しますと
 54%が富田林市以外の広域からのご来院



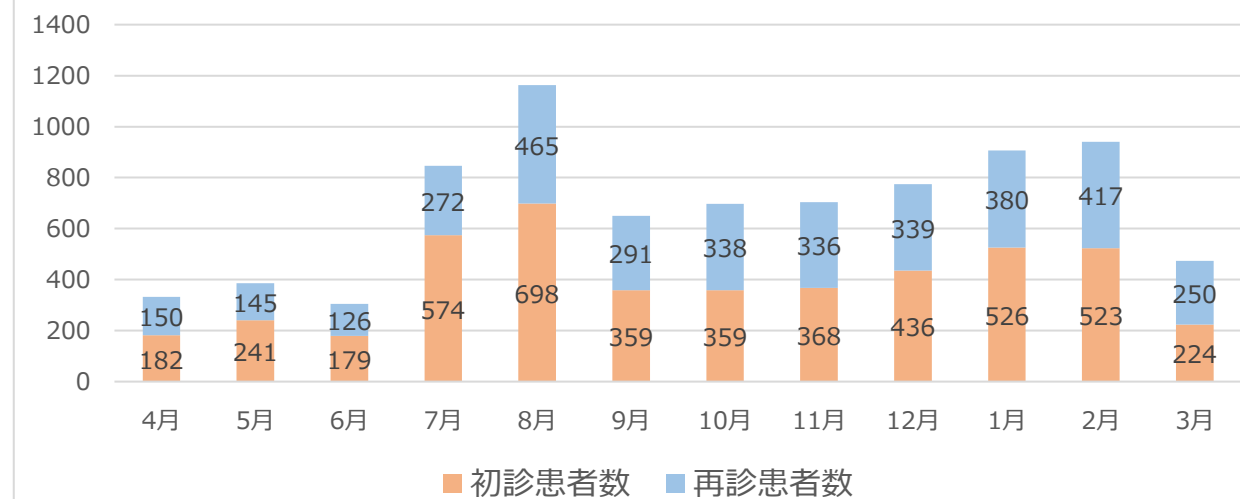
2022年度の再診における発熱外来患者数は7,831名
 うち、小児科で対応した15歳未満の発熱外来患者数は3,509名、全体の45%
 小児科で対応した15歳未満の再診外来患者の居住地別で確認しますと
 48%が富田林市以外の広域からのご来院

小児科_新型コロナ前（2019年度）との初診患者数比較



P L病院は従来から小児患者が多い特性がありましたが、初診患者数を新型コロナ前（2019年度）と2022年度を比較すると、9,384名⇒12,753名と3,369名増加したことが確認できます。加えて、2022年度の初診発熱外来数は4,669名でしたので、初診患者数の増加に大きく起因していることがわかります。

2022年度_月別_小児科発熱外来数の推移



2019年度には「発熱外来」という概念はなかった一方、2022年度は新型コロナの影響も大きく、これらの数は全てG-MISで算出される重点外来割合・紹介率・逆紹介率の算定分母に加わっています。

【留意事項】本理由書の記載内容は、紹介受診重点医療機関の選定にかかる協議に使用しますが、理由書の提出により、自動的に「紹介受診重点医療機関」として選定される訳ではありません。

理由書

(紹介受診重点医療機関にかかる基準は満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある理由)

大阪府知事様

紹介受診重点医療機関の選定にかかる協議にあたり、理由書を提出いたします。

<提出日>	令和 6年 1月 22日
<医療機関>	
名称	医療法人徳洲会 松原徳洲会病院
所在地	大阪府松原市天美東7-13-26
<申請者>	
法人又は個人の名称	医療法人 徳洲会
代表者	理事長 東上 震一
住所または所在地	大阪府大阪市北区梅田1-3-1-1200

外来機能報告において、紹介受診重点外来の基準を満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある理由は下記のとおりです。

<重点外来割合について>

今回、初診の外来患者に対する割合が満たさなかったのは、発熱外来における初診算定回数が大幅に増えたことが主な理由となります。

当該実績期間は、新型コロナウイルス感染症の大流行期であり、当院は重点医療機関として、発熱外来を行って参りました。当院の発熱外来の標榜は平日の16時までですが、時間外、祝日、深夜を問わず来院患者に検査を行って参りました。

結果、実績期間の1年間の発熱外来患者数は延べ4,198名、内初診算定人数は2,831名でした。

発熱外来での診療は、問診、診察を行い、COVID-19抗原定量検査と処方のみです。ほとんどの患者が紹介受診重点外来の患者には該当しません。

発熱外来患者を除いた割合は、初診に対する紹介受診重点外来の割合が39.8%、再診に対する紹介受診重点外来の割合は32.9%でありました。初診に対する割合は未達ではあるが基準に近い数字となっています。

今後も紹介受診重点医療機関として、地域の医療に貢献して参りますので再検討いただくようお願い申し上げます。

※添付資料がある場合は、あわせてご提出ください。

【理由の記載について】

- ・一時的に基準を満たしていない場合は、その事情をあわせて記載ください。
- ・何らかの事情により基準を満たすことができない場合は、その事情をあわせて記載ください。